

事務連絡
平成 24 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者の治療用装具に係る
療養費の取扱いについて（その 4）

東日本大震災による災害発生に関し、治療用装具に係る療養費の取扱いについては、「東日本大震災による被災者の治療用装具に係る療養費の取扱いについて（その 3）」（平成 24 年 2 月 28 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、連絡したところであるが、今般、平成 24 年 10 月 1 日以降の取扱いについて、下記のとおりとするので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。（改正カ所は下線を引いた部分）

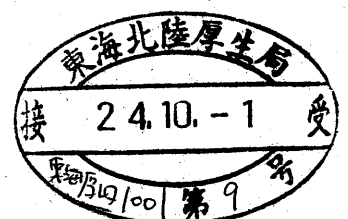
記

1. 代理受領の取扱いについて

治療用装具の購入又は修理に際しては、通常、被保険者等（患者）が装具業者に費用を支払った後、被保険者等（患者）から保険者（健保組合、国保等）に対し当該治療用装具の購入又は修理に要した費用について療養費の支給を申請することとしているが、今般、以下の手続きに従って、当該費用について装具業者が被保険者等（患者）に代わって、保険者から療養費を受給できることとする。（代理受領）

2. 代理受領を行うことができる装具業者

(1) 「障害者自立支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）に掲載されている装具については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく補装具費について、市町村との間で代理受領の登録・契約等を行っている補装具業者に限り、治療用装具に係る療養費の代理受領を行



うことができる。

(2) (1) 以外の装具については、通常、上記の補装具業者において製作されていない場合も考えられることから、(1) 以外の装具業者において治療用装具に係る療養費の代理受領を行うこともできることとする。

3. 療養費を代理受領により受給することができる者

「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」(平成24年7月24日付厚生労働省保険局医保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の2の場合に該当し、保険者から交付された一部負担金等の有効期限が切れていない免除証明書を提示した者。

4. 療養費を代理受領により受給することができる期間

一部負担金等に関する事務連絡の2の場合に該当する者については、平成25年2月28日までの施術に係る取扱いとする。

5. 保険者への請求方法

(1) 代理受領により、治療用装具に係る療養費の支給を受けようとする被保険者等は、治療用装具の製作を装具業者に依頼する際、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示することにより、代理受領を依頼する意思を表示すること。

(2) 被保険者等は、療養費支給申請書(以下「申請書」という。)に被保険者証の記号・番号、生年月日、氏名、負傷原因等の必要事項を記載するとともに、受取代理人の欄に必要事項を記載すること。なお、申請書に受取代理人の欄が無い場合には、療養費の受給を装具業者に委任する旨の委任状(別紙様式例1参照)を添付すること。

(3) 被保険者等は、必要事項が記載された申請書に、医師の「意見および装具装着証明書」等の通常必要とされている書類を添付し、装具業者へ提出すること。

(4) 装具業者は、被保険者等から提出された申請書の受取代理人の欄に必要事項を記入するとともに、当該申請書の上部に赤色で「災」と記載し、治療用装具の納品に関する明細書(別紙様式例2参照)及び市町村との間で代理受領の登録・契約を行っていることが証明できる契約書の写し等(2(1)の治療用装具の場合に限る。)を被保険者等から提出された書類に併せて保険者へ提出すること。

(5) その他、代理受領による療養費の詳細な申請方法等については、各保険者に問い合わせること。